

「年金情報流出」を口実にした 犯罪にご注意ください!

日本年金機構を名乗って口座番号を聞き出そ うとする者や、「流出した個人情報を削除してあ げる と持ちかけてくる者が現れています。

- ・日本年金機構から、この件でお客さまに電話 やメールで連絡することは、一切ありません。 なお、流出が確認された方への新しい基礎 年金番号は、郵送でお知らせします。
- ・日本年金機構が、この件でお客さまにお金や キャッシュカードを要求することは、一切 ありません。
- ・日本年金機構が、この件でお客さまにATM の操作をお願いすることは、一切ありません。

「ご自分の情報が流出しているので は?」とご心配の方は、下記専用電話 窓口またはお近くの年金事務所へご相 談ください。

日本年金機構専用電話窓口

(通話料はかかりません)

0120-818211

受付時間 午前8時30分~午後9時 (平日および土・日)

子どもたちの健やかな成長のために

問こども課☎25-5206

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

(吉田☎72-6082 大滝☎55-0865 荒川☎54-2395)

①ひとり親家庭等医療費

ひとり親家庭などの皆さんが、医療保険 制度で医療を受ける場合に、支払った医療 費の一部を助成する制度です。

※「児童」とは…18歳に達した日以後の最 初の3月31日までの子ども、または一定 の障がいのある20歳未満の方を指します。



対 象 次のいずれかに該当する児童を養育している家庭

- ・父母が離婚した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母に一定の障がいがある児童
- ・その他の理由で父または母がいない児童
- ※ただし、本人または扶養義務者等に、一定額以上の「所得」 がある時は、支給停止になります。

重度心身障害者医療費支給対象者は除きます。

申申請に必要なものは、上記窓口にてご確認ください。

②こども医療費

中学修了までのお子さ んが医療保険制度で医療 を受ける場合に、医療費 を助成する制度です。

対 象 市内に住所を 有し、医療保険制度に 加入している児童



- ※重度心身障害者医療費・ひとり親家庭 等医療費の支給対象者は除きます。
- 田出生・転入時に申請を受け付けていま すが、まだ手続きが済んでいない方は届 け出をしてください。
- ※適正受診にご協力ください。
- ※申請内容に変更があった時は、速やか に届け出をしてください。